

## 「えん罪浦和電車区事件」の不当な上告棄却を弾劾する緊急声明

2012年2月6日、最高裁判所（第三小法廷：岡部喜代子裁判長）は「えん罪浦和電車区事件」の美世志会7名の上告を不当にも棄却する決定をした。

「浦和電車区事件」は、2002年11月1日の美世志会7名の不当逮捕のときから「国策弾圧」であることをわれわれは暴露してきた。それは、警察官の取り調べ時に「(JR東労組を中から壊せないから)外から壊すんだ。」といった事実で明らかだ。

一審では、被害届は被害者とされる吉田なる人物ではなく公安警察が作成したことが明らかになり、二審では判決文に「一審には一部事実誤認があるといわざるを得ない。」としながら「判決に影響を与えるものではない。」と、めちゃくちゃな論理をもって一審の「有罪」を支持している。

職場での組合員オルグや職場集会を開催する事がなぜ犯罪になるのか。明らかに労働組合が職場で主体的に運動することへの介入であり、労働組合運動を全面的に否定する事である。

それにもかかわらず今回の不当な上告棄却の決定は司法権の最高国家機関である最高裁判所が「国策弾圧」に与したと言わざるを得ない。

しかし、私たちは「えん罪浦和電車区事件」や「えん罪蒲郡駅事件」で国家の犯罪である冤罪を撲滅する運動を展開し、多くの市民・労働者・団体と連帯し、共同戦線を拡大してきた。今回の不当な上告棄却に屈することなく更に戦線拡大の闘いを強化する。

一方、JR東日本会社は権力の反動攻撃に呼応するかのよう「ローカルルールのは正」などという労務政策・労組対策の秘密文書をひそかに作成し、それに沿った職場での労働組合否定、組織の弱体化攻撃をかけてきている。

浦和電車区では、分会青年部の定期委員会に関し会議室の貸し出しを許可しないという手段をもって妨害し、分会長を「ライフサイクル」という名目で職場の外に放逐した。このような攻撃は浦和電車区にとどまらず、JR東労組の首都圏を中心とした各職場でも熾烈に行われている。まさに「冤罪浦和事件」の本質である「職場での労働運動」を許さないという会社の狙いが如実にあらわれている。

これは、1990年から1991年にかけてのJR東海労組に対する御用組合化攻撃に酷似し、その陰には当時の「参謀本部」の存在も見え隠れしている。

美世志会7名に対する不当な上告棄却によって、JR総連・JR東労組破壊策動はさらに熾烈さを増すことが予想される。

しかし、この攻撃で私たちが崩れることはない。この反動緒攻撃を粉砕するために私たちの連帯は一層広がり、団結は更に強化される。

JR発足25年を迎える今、「国鉄改革」を取り組んだ意義と精神を再度とらえ返し、労働者の利益をまもるあたりまえの労働運動を発展・継承するために断固として闘う。

2012年2月7日

JR東海労働組合新幹線地方本部